

1 調査名称：都市計画道路網調査検討業務委託

2 調査主体：岐阜市

3 調査圏域：岐阜市全域

4 調査期間：平成26年度～平成27年度

5 調査概要：

本市では、平成18年3月に策定した「岐阜市内都市計画道路の見直し方針」をもとに、将来の都市像を踏まえた上で、道路の役割等を再確認し、社会情勢等の変化に対応した道路網を再構築するため、第1次の見直しを行った。

その後、人口減少・高齢化社会の進展、厳しい財政状況による公共投資の減少等、交通をとりまく社会情勢等も大きく変化していることから、更なる都市計画道路の見直しを行い、道路網を再構築する必要があるため、第2次都市計画道路見直しに着手した。

平成26年度は、第2次都市計画道路見直しにあたって、最新の第5回中京都市圏パーソントリップ調査の結果を活用し、将来交通需要予測の実施、第2次都市計画道路見直し方針（案）の作成、これに伴う見直し候補路線（案）を抽出した。

本業務は、第2次都市計画道路見直しの2年目として、岐阜市都市計画審議会や市民意見等を踏まえ、「岐阜市内第2次都市計画道路見直し方針」を策定した。また、抽出した見直し候補路線（案）の確定に向けた、詳細検討や関係機関との協議・調整等を実施したものである。

## I 調査概要

### 1 調査名

都市計画道路網調査検討業務委託

### 2 報告書目次

#### 第1章 第2次都市計画道路見直し方針の策定

- 1.1 都市計画道路の整備状況
- 1.2 見直しの必要性の整理
- 1.3 第2次見直しの評価方針
- 1.4 パブリックコメント

#### 第2章 見直し候補路線(案)の抽出

- 2.1 見直し検討対象路線の確認
- 2.2 9つの視点による評価
- 2.3 見直し候補路線(案)の絞り込み

#### 第3章 交通量調査

- 3.1 調査箇所の検討
- 3.2 調査概要
- 3.3 調査結果

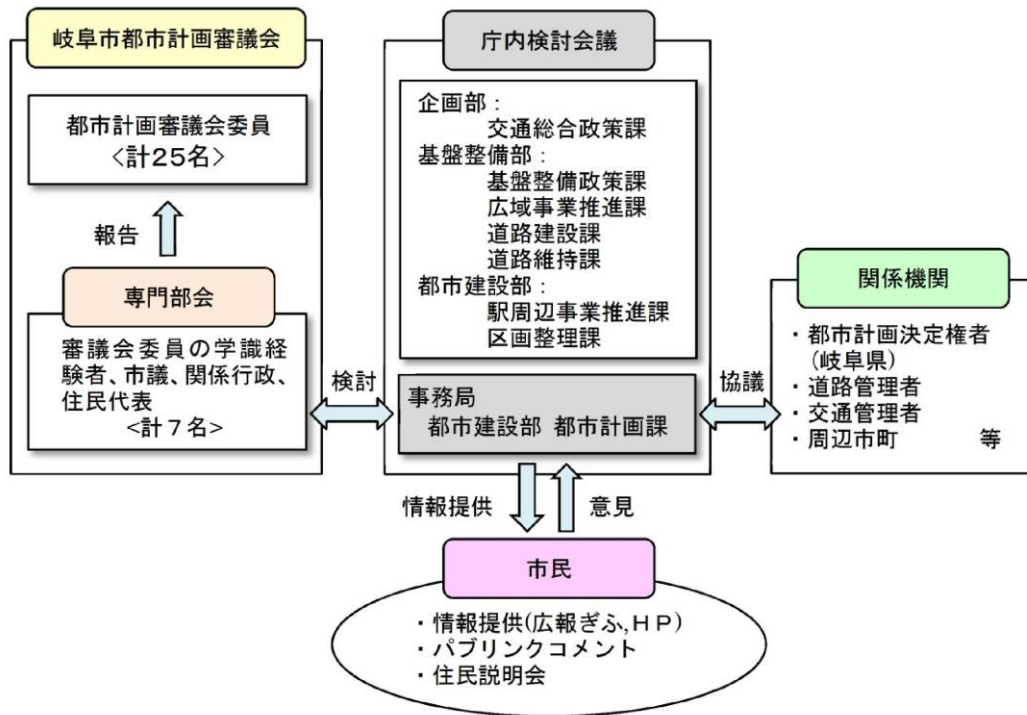
#### 第4章 将来交通量推計

- 4.1 推計概要
- 4.2 現況ネットワークの作成
- 4.3 現況交通量配分
- 4.4 将来ネットワークの作成
- 4.5 将来交通量配分

#### 第5章 見直し候補路線(案)の詳細検討

- 5.1 将来交通需要予測による検証
- 5.2 現況交通量による検証
- 5.3 幅員構成の検討
- 5.4 概算事業費
- 5.5 見直しに伴う課題・問題点の検討
- 5.6 住民合意形成のための説明資料

### 3 調査体制



### 4 委員会名簿等

岐阜市都市計画審議会 都市計画道路見直し検討専門部会 委員名簿		
平成27年7月30日		
◎ 部会長		
氏名	所属等	備考
学識経験者にある者 3名		
◎ 高木 朗義	岐阜大学 工学部教授	専門分野: 土地利用
大野 栄治	名城大学 都市情報学部教授	専門分野: 交通
寺本 和佳子	岐阜県弁護士会	専門分野: 法律
市議会の議員 1名		
西川 弘	岐阜市議会議員	議員の代表(審議会副会長)
関係行政機関 2名		
近藤 真章	岐阜県岐阜土木事務所長	道路管理者
田口 慎治	岐阜中警察署交通地域官	交通管理者
岐阜市の住民 1名		
乾 尚美	岐阜市自治会連絡協議会	住民の代表

## II 調査成果

### 1 調査目的

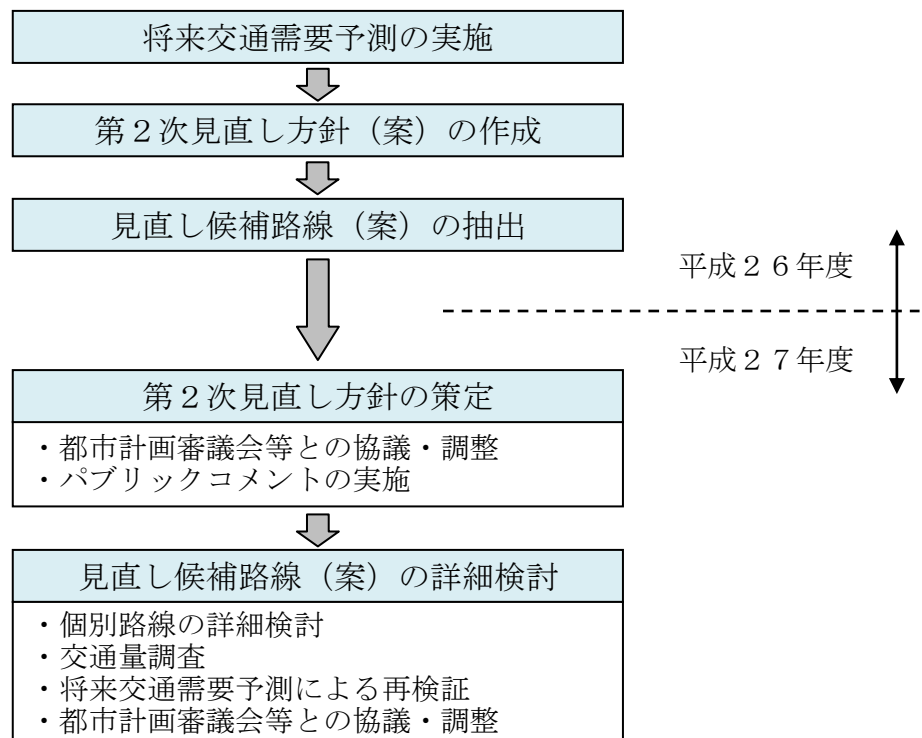
本市では、平成18年3月に策定した「岐阜市内都市計画道路の見直し方針」をもとに、将来の都市像を踏まえた上で、道路の役割等を再確認し、社会情勢等の変化に対応した道路網を再構築するため、第1次の見直しを行った。

その後、人口減少・高齢化社会の進展、厳しい財政状況による公共投資の減少等、交通をとりまく社会情勢等も大きく変化していることから、更なる都市計画道路の見直しを行い、道路網を再構築する必要があるため、第2次都市計画道路見直しに着手した。

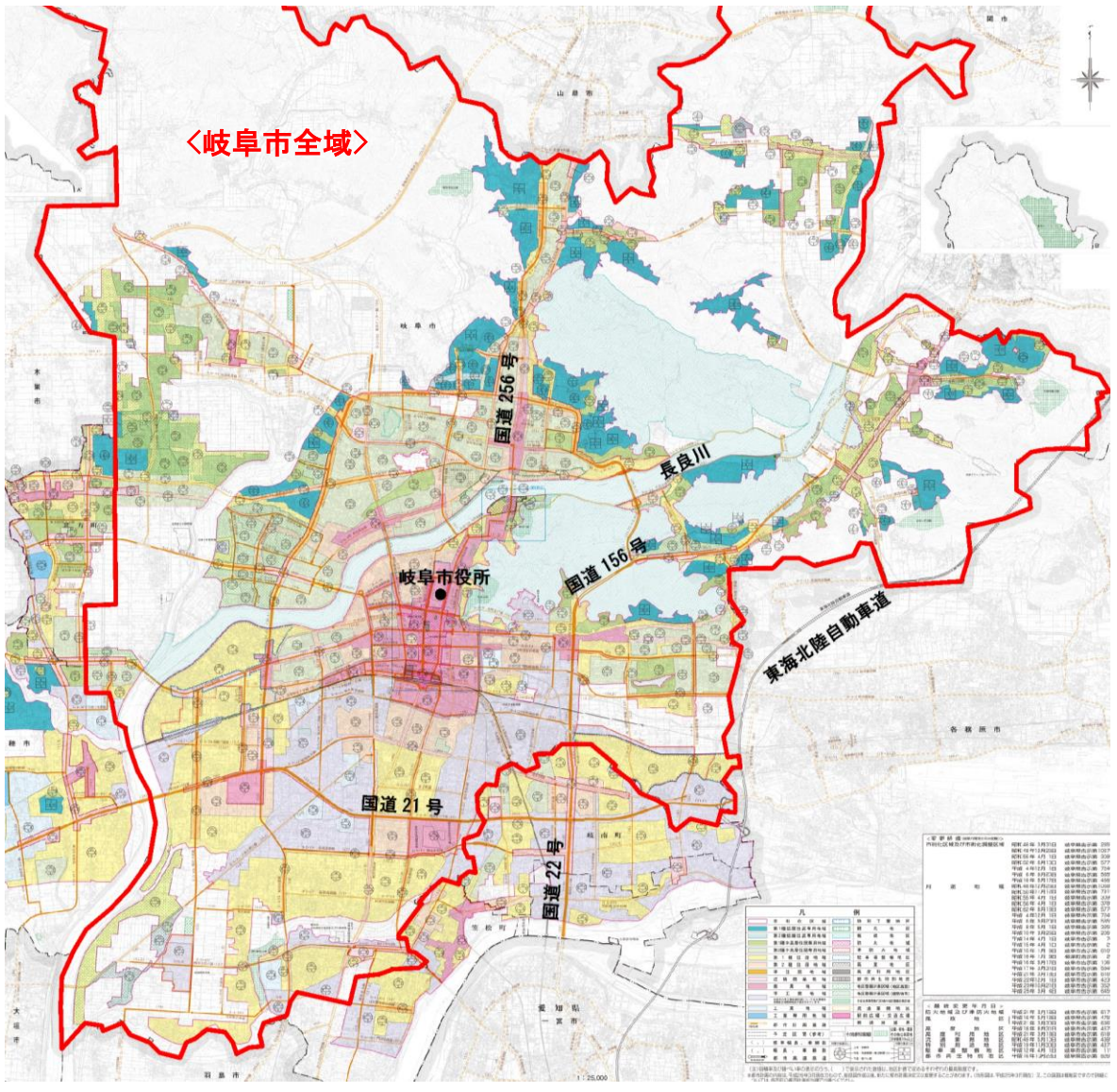
平成26年度は、第2次都市計画道路見直しにあたって、最新の第5回中京都市圏パーソントリップ調査の結果を活用し、将来交通需要予測の実施、第2次都市計画道路見直し方針（案）の作成、これに伴う見直し候補路線（案）を抽出した。

本業務は、第2次都市計画道路見直しの2年目として、岐阜市都市計画審議会や市民意見等を踏まえ、「岐阜市内第2次都市計画道路見直し方針」を策定した。また、抽出した見直し候補路線（案）の確定に向けた、詳細検討や関係機関との協議・調整等を実施したものである。

### 2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

第2次都市計画道路見直しの必要性

はじめに

- 本市では、平成18年3月に「岐阜市内都市計画道路の見直し方針」(以下「第1次見直し方針」という)を策定し、この方針に基づき平成24年度までに見直しを実施しました。
- 近年の社会情勢等の変化に対応し、持続可能な都市を目指すための基本的な考え方を検討しました。
- この方針により、第2次の都市計画道路の見直し候補路線(案)の抽出を行い、見直しについて理解が得られた路線について、都市計画変更手続きを進めていく予定です。

都市計画道路とは

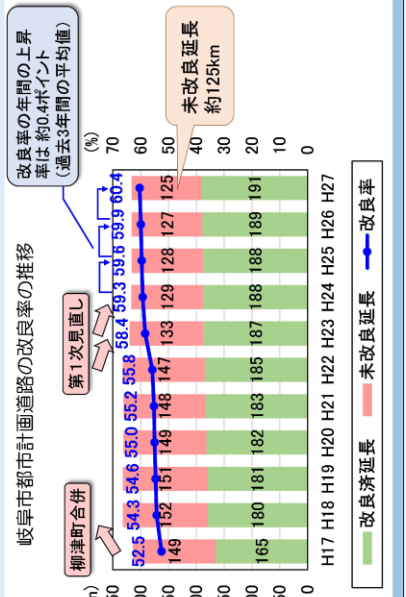
**都市計画道路とは**  
都市の骨格を形成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を確保するための都市施設として、都市計画法に基づいて決定された道路です。

都市計画道路の見直しとは

都市計画道路が整備に長期間を要することから、「都市計画運用指針(国土交通省)」や「岐阜市都市計画マスタープラン」に示されているとおり、最新の都市計画基礎調査や都市交通調査等に基づき、将来都市像を踏まえ、都市計画道路の必要性や役割、配置・規模等の検証を改めて行い、広く市民の皆様からご意見を頂いた上で、計画の廃止や幅員の変更を行うものです。

① 都市計画道路の整備状況

- 本市の都市計画道路122路線(約316km)のうち、改良率は約191km(改良率:60.4%)で、約125km(69路線)の未改良区間が存在します。(平成27年3月時点)
- 改良率の年間の上昇率は、約0.4ポイント(過去3年間の平均値)で僅かです。
- 依然として未改良区間が多く、今後、全てを整備するには多大な年数が必要です。



② 第1次見直しの実施

- 平成18年3月に「都市計画道路見直し方針」を策定し、見直し路線111路線(約17km)について都市計画変更が完了しました。
- 見直しに伴い改良率が約3ポイント上昇しました。
- ⇒第1次見直し方針策定から約10年が経過しました。

- 〈評価視点〉
- ①整備の緊急性や投資効果
  - ②市の魅力や活力向上
  - ③環境に優しい公共交通活用
  - ④地域の安全・安心・暮らし
  - ⑤道路機能の変化

③ 社会情勢の変化と課題

- ①人口減少・高齢化社会の進展
  - 人口は平成22年の41.3万人をピークに減少期に入り、平成22年には33.7万人(19%減少)を予測
  - 高齢者の割合は24%から35%を予測
  - ⇒人口減少や人口の地域的な偏り・密度等を踏まえた将来交通量等による計画が必要
  - ⇒多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を考慮した計画が必要
- ②道路利用状況
  - 10年前と比べ、市内で完結する移動が減少し、市外へ出入りする移動が増加
  - 市内全体の交通需要は、平成47年には減少見込み
  - ⇒各道路の求められる役割・機能等の変化を踏まえた計画が必要
- ③財政状況の悪化
  - 県市ともに投資的経費が減少しており、今後も公共投資に係る財源確保が厳しくなる想定
  - ⇒効率的・効果的に整備するため、「選択と集中」を図る観点で見直しが必要

- ④防災・減災対策による整備方針
  - 東日本大震災後、防災拠点等の見直しにより緊急輸送道路の位置付けを追加し、整備基準を設定
  - ⇒緊急輸送道路等の見直しにより、道路の役割や機能等の変化を踏まえた計画が必要
- ⑤道路整備等の将来像
  - 都市計画マスタープラン(H20.12)、岐阜市総合交通戦略(H26.3)、岐阜市地域公共交通網形成計画(H27.3)を策定
  - ⇒将来像の変化等に対応した計画が必要

④ 第2次見直しの必要性

- 社会情勢等の変化による課題を解決し、真に必要な道路網を構築する。
  - 都市計画の正当性を合理的に説明し、都市計画に対する信頼性・透明性を高める。
  - 都市計画による権利制限を解消する。
- 見直しの必要性
  - 見直しによる効果

- ④建築制限に対する司法の見解
  - 都市計画道路における建築制限の損失補償や、都市計画の正当性等に関する訴訟事例
  - ⇒建築制限の解消により沿道土地利用の有効活用を図る等、適正な都市計画の運用を踏まえた計画が必要

見直しの必要性

- 見直しによる効果
  - 人口減少・高齢化社会の進展や環境への配慮等、社会情勢等の変化に対応した都市計画道路網が構築されます。
  - 必要な道路が明確化されることにより、真に必要な道路整備が進められます。
  - 都市計画の信頼性・透明性を高めることができます。
  - 建築制限の解消により、沿道地権者の土地の有効活用が期待できます。
  - 建築制限の解消により、土地の流動性が高まり、まちの活性化が期待できます。

第2次都市計画道路見直しを実施します。

## 第2次都市計画道路見直しの評価方法

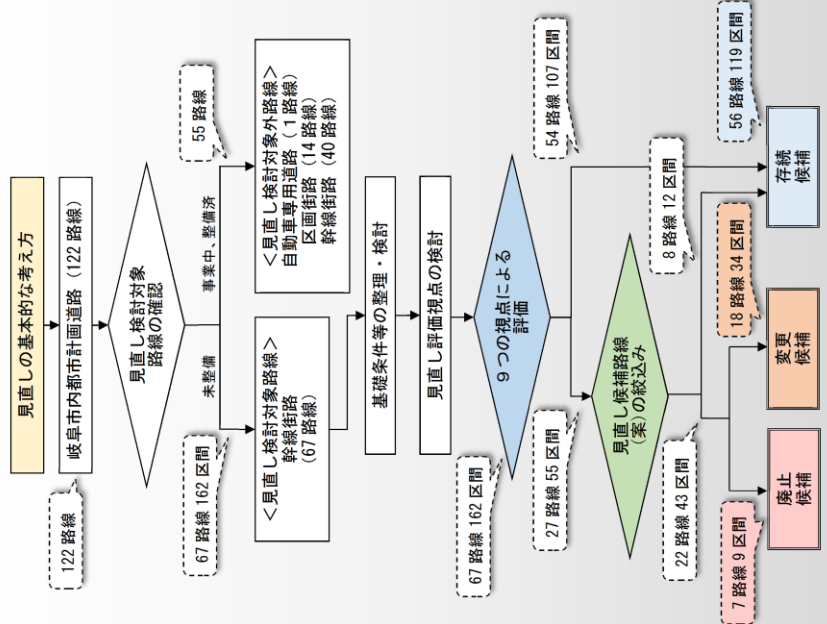
### ① 見直しの基本的な考え方

道路を「つくる」から「賢く使う」

～利用状況やニーズ、将来都市像の的確な反映を前提に～

- ・第2次見直しでは概ね20年後の都市を展望した上で、将来都市像や社会情勢等の変化に対応し都市計画の正当性を合理的に説明するために、量的・質的に必要な道路整備を検証し、真に必要な路線に絞り込むことが必要です。
- ・特に、地域の特性を重視したきめ細かな見直しや、限られた財源の中で既存アストックを最大限に有効活用する等、道路を「つくる」から「賢く使う」観点で、積極的に見直しを実施します。
- ・時代に適合した都市計画道路網に見直し、不要な権利制限を解消することが非常に重要です。

### ② 見直しの評価手順



### ③ 9つの視点による評価

・9つの評価視点に基づき1～4の評価指標により、見直し検討対象路線(区間)を評価します。

見直す指標  見直さない指標

**評価視点① 整備の緊急性や投資効果**  
 ・渋滞対策や交通安全対策など緊急性があるか？  
 ・事業の投資効果が低いかな？  
**<評価指標>**  
 ①-1 緊急輸送等の防災対策や渋滞対策、交通安全対策などの面から緊急的に整備が望まれる場合は見直ししません。  
 ①-2 計画道路の機能が現況道路で先足しており、大幅整備の投資効果が低い場合は見直しします。

**評価視点② 市の魅力や活力向上**  
 ・まちづくり資産を保存し、市の魅力向上や活力増進を図ることができるか？  
**<評価指標>**  
 ②-1 文化資産や自然資産などまちづくり資産を保存することにより、市の魅力向上につながる場合は見直ししません。  
 ②-2 道路整備により新たな地域核を形成するなど集約型都市構造の推進につながる場合は見直ししません。

**評価視点③ 環境にやさしい公共交通活用**  
 ・幹線バスなどのサービス水準を向上し、活用を図ることができるか？  
**<評価指標>**  
 ③-1 幹線バスなど公共交通のサービス向上に不可欠な場合は見直ししません。  
 ③-2 地域の拠点を連絡する場合は見直ししません。

**評価視点④ 地域の安全・安心・暮らし**  
 ・生活者の視点に立った時、歩行者や自転車の交通安全、地域の防災面などはよいか？  
**<評価指標>**  
 ④-1 小中学校への通学における交通安全面から問題がある場合は見直ししません。  
 ④-2 地域内の災害対策をよく考えた上で、消火活動や延焼遮断等の防災面から問題がある場合は見直ししません。  
 ④-3 地域内の歩道網の現状と将来像をよく考えた上で、歩行者・自転車の交通安全や、日常生活のコミュニティ空間などの生活環境面から問題がある場合は見直ししません。

**評価視点⑤ 道路機能の変化**  
 ・道路整備の経過を踏まえて求められる道路機能は変化しているか？  
**<評価指標>**  
 ⑤-1 代替路線の整備や土地利用の変化などにより、整備しなくても一定の道路機能が道路網として果たせる場合は見直しします。  
 ⑤-2 道路が暫定整備されている場合や求められる道路機能が変化した場合、道路構造(車線数等)の変更を考えた上で見直しします。

**評価視点⑥ 地域の状況を踏まえた歩道の必要性**  
 ・周辺の施設(学校等)や新たな拠点整備の予定等、地域の状況を踏まえて求められる歩道機能が変化しているか？  
**<評価指標>**  
 ⑥ 市街地調整区域であり、人口密度が低く、新たな拠点整備の予定がないなど、地域の状況を踏まえて求められる歩道機能が変化した場合見直しします。

**評価視点⑦ 居住環境の保護**  
 ・大規模な住宅等の取り壊しにより、地域のコミュニティを分断し、大きな影響を及ぼす恐れがあるか？  
**<評価指標>**  
 ⑦ 道路整備により既存建物の広範囲での移転が必要になる場合や、地域コミュニティの分断につながる場合等、住環境に大きな影響を及ぼす恐れがある場合は見直しします。

**評価視点⑧ 道路構造物の既存ストックの有効活用**  
 ・耐震補強等の予防保全のための対策が実施されている等、既存の道路構造物を有効活用できるか？  
**<評価指標>**  
 ⑧ トンネルや橋梁等の大規模な道路構造物と連続する場合は、予防保全等の一定の整備水準が確保された既存の道路構造物の状況を踏まえ、道路構造の変更が必要な場合は見直しします。

**評価視点⑨ 沿道土地利用の有効活用**  
 ・建築制限を解消し、沿道土地利用の有効活用を図ることにより、地域の活性化が期待できるか？  
**<評価指標>**  
 ⑨ 都市計画における土地利用の方針を踏まえ、建築制限の解消により、沿道土地利用の有効活用を図ることで、地域の活性化が期待できる場合は見直しします。

**絞り込みの留意点**  
 ① 9つの評価視点による評価結果  
 ② 当初の都市計画決定理由  
 ③ 都市計画道路の役割・機能  
 ④ 沿道の土地利用状況(建築制限による影響)  
 ⑤ 大型関連事業による影響  
 ⑥ 現況道路等の課題や問題点  
 ⑦ 地元要望

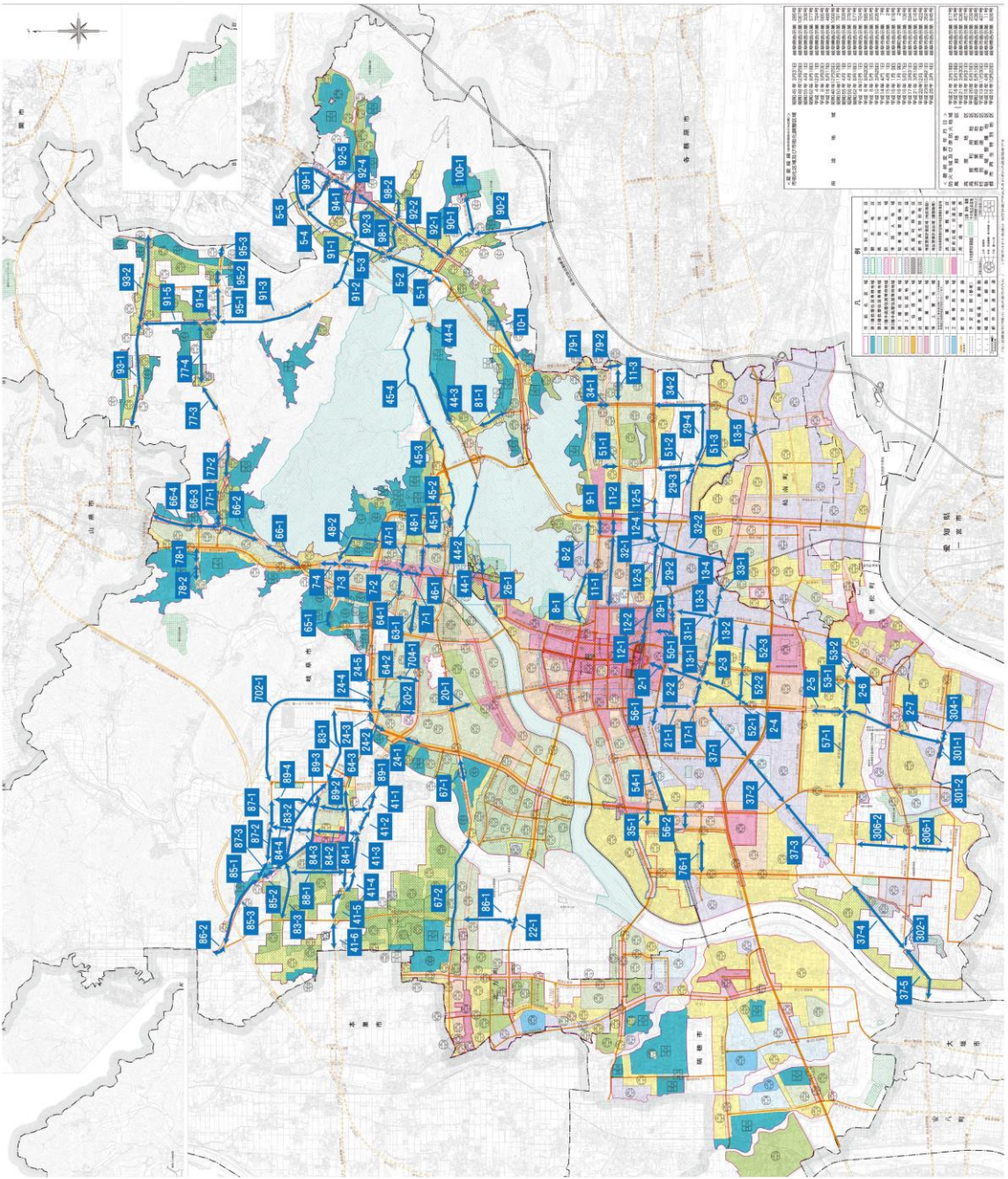
### ④ 見直し候補路線(案)の絞り込み

・9つの視点により評価した結果、1つ以上「見直す指標」に該当した路線(区間)について、見直し候補路線(案)の絞り込みを行います。

なお、「見直す指標」に1つも該当しない路線(区間)は、存続候補とします。

・絞り込みでは、個別路線毎の地域の状況等を十分に踏まえた上で、9つの評価視点による評価結果や沿道の土地利用状況、大型関連事業による影響等に留意しながら、都市計画の正当性を合理的に説明できるように整理し、廃止・変更・存続候補を決定します。

# 見直し検討対象路線・区間図



**岐阜市都市計画道路** (平成27年3月末)  
 路線数: 122 路線  
 延長: 316.2km  
 うち整備済 191.0km (改良率 60.4%)  
 未整備 125.3km

**見直し検討対象区間**  
 67 路線 162 区間  
 ※事業中・整備済の区間を除いた未整備路線(区間)を見直し対象区間とした。

**都市計画道路**

- 未整備/見直し対象区間 (Blue arrow)
- 整備済/見直し対象外区間 (Orange arrow)
- 事業中/見直し対象外区間 (Yellow arrow)

**用途地域**

- 第1種低層住居専用地域 (Light blue)
- 第2種低層住居専用地域 (Medium blue)
- 第1種中高層住居専用地域 (Light green)
- 第2種中高層住居専用地域 (Medium green)
- 第1種住居地域 (Light yellow)
- 第2種住居地域 (Medium yellow)
- 準住居地域 (Light orange)
- 近隣商業地域 (Pink)
- 商業地域 (Light purple)
- 準工業地域 (Light grey)
- 工業地域 (Medium grey)
- 工業専用地域 (Dark grey)